

令和8年度みやざき木の建築DXツール導入支援事業 募集要領

令和8年7月28日
みやざきスギ活用推進室

第1 事業概要

本事業では、3次元情報管理システム（以下「BIM」という。）等の導入により木造建築におけるDX化を支援することにより、非住宅建築物等の木造化の促進を図ります。

(1) 事業内容

構造が複雑な非住宅建築物の建築業務効率化を図るため、BIM等のDXツールの導入を行う補助事業者に対して導入経費を助成する。

(2) 補助対象者

みやざき木の建築推進協議会（団体会員の場合は、当該団体に所属する会員を含む）又はプレカット事業者

(3) 補助対象施設の要件

以下の要件を全て満たすものであることとする。

ア 事業年度内にシステム等の導入完了が確実であること。

イ 事業実施後、3年以内に1件以上の木造非住宅建築物の設計、施工等に活用する計画があること。

ウ 県の木材需要拡大に寄与する取組に協力すること。

(4) 補助対象経費

BIM等ソフトウェアの導入にかかる経費またはライセンス利用料、クラウド利用料及び保守費用等にかかる経費、BIM講習等にかかる実施費用、その他知事が認めた費用とし、交付決定後に契約したものに限るものとする。ただし、PC等のハードウェアの導入費用については対象外とする。

月額・年額で使用料金が定められている形態の製品（サブスクリプション販売形式等）の場合は、契約日から交付決定のあった年度の2月末までの費用のみを補助対象経費とし、年額の使用料金の場合には、按分等の方式により補助対象経費を算出する。

保守費用は申請するソフトウェアの利用範囲内とし、契約日から交付決定のあった年度の2月末までの費用のみを補助対象経費とする。加えて、オプションに対する保守費用も契約日から交付決定のあった年度の2月末までの費用を補助対象経費とする。

(5) 補助率等

補助対象経費の2分の1以内とする。

第2 申請の手続き

(1) 事業期間

申請書提出の締切りは令和8年11月末までとし、事業期間は交付決定後から令和9年2月末までとする。ただし、予算の状況によっては募集期間中に終了する場合がある。

(2) 申請書類

事業実施を希望する場合は、交付要綱第5条及び実施要領第3の1に基づき、以下の書類を提出すること。

ア 申請書

イ 事業計画書（要綱別記様式第1号）

ウ 収支予算書（要綱別記様式第2号）

エ 事業内容が分かる見積書及びカタログ等の写し

オ 県税に未納がないことの証明書

カ 法人にあっては個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（要綱別記様式第3号）

キ 誓約書（要綱別記様式第4号）

(3) 提出先

申請者住所の市町村を管轄する西臼杵支庁又は各農林振興局の林務課へ募集期間内に申請書類を提出すること。

(4) 留意事項

ア 交付申請のあったものから順次審査を行い、交付決定する。

イ 交付決定後に補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は事前に承認を受けること。なお、交付決定後に使用した経費が申請時の額を超えた場合、あるいは超えることが見込まれる場合にあっては、交付決定額は増額しない。

ウ 補助対象経費に対し、他の補助金等を充当していないことを確認すること。

エ 補助金の返還請求をする可能性があることを理解した上で応募すること。

オ 今回募集する事業計画は、補助対象経費が10万円以上の計画を対象とする。

カ 事業完了から30日を経過した日又は令和9年3月10日のいずれか早い期日までに実績報告書を提出すること。

キ 実績報告書には支払った経費が確認できる領収書等を添付すること。なお、支払については銀行振込みを原則とし、振込手数料等は補助対象外とする。

※支払の完了が3月10日を超える場合は補助対象外となるため注意。

第3 その他

ア 申請多数の場合は、事業の採択ができない場合があります。また、補助金額の調整を行う可能性があります。

イ 本募集要領の他、みやざき木の建築DXツール導入支援事業補助金交付要綱及び実施要領を必ず御確認ください。

ウ その他、御不明な点等ある場合は、第4問合せ先へ御連絡ください。

第4 問合せ先

宮崎県 環境森林部 山村・木材振興課

みやざきスギ活用推進室 木材利用拡大担当（担当者：山下）

電 話 0985-26-7156

メール miyazaki-sugi@pref.miyazaki.lg.jp